

## 三郷町スポーツ競技全国大会等出場者奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種大会等（以下「大会」という。）に出場する個人及び団体に対して、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、本町におけるスポーツ活動の振興と競技力の向上を図ることを目的とする。

### (交付対象とする大会)

第2条 奨励金の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会で日本の代表として出場するもの
- (2) 世界選手権大会、アジア大会又はその他の国際大会等で日本の代表として出場するもの
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）又はスポーツ協会に加盟する競技団体が主催する全国大会に準ずる大会で、各都道府県の代表として出場するもの
- (4) 全国規模の大会等に、予選会又は選考会等を経て出場するもの
- (5) その他町長が奨励金の対象として特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する大会は、奨励金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（三郷町暴力団排除条例（平成23年12月条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者の利益となる大会
- (2) 予選会、選考会等の選抜手続を経ないで自由に参加できる大会

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者及び団体（以下「対象者」という。）は、選手として出場する者であって、申請時において町の住民基本台帳に登録があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) その他町長が対象者として適当でないと認める者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額とする。

2 奨励金の交付は、対象者1人につき、同一年度内において1回限りとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 対象者は、三郷町スポーツ競技全国大会等出場者奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、大会の開催前に町長に提出しなければならない。ただし、対象者が未成年の場合は、その保護者が申請するものとする。

(1) 出場する大会の詳細が分かるものの写し

(2) 大会に出場することを証明するものの写し

(3) 予選会、選考会等の詳細及び結果の分かるものの写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による交付申請を受けた場合において、内容を審査し、三郷町スポーツ競技全国大会等出場者奨励金交付（却下）決定通知（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により奨励金の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、大会終了後速やかに三郷町スポーツ競技全国大会等出場者奨励金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 大会結果が分かるものの写し

(2) 出場者名簿

(3) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の返還等)

第8条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を受けた者（以下「受領者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領者に対し、奨励金の返還を求めることができる。

(1) 受領者がこの要綱に違反したとき

(2) 受領者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき

(3) 対象者が大会に参加しなかったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、その都度、町長と協議して定める。

付 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		金額（円）
国際大会	オリンピック競技大会	50,000
	パラリンピック競技大会	
	世界選手権大会	30,000
	アジア大会その他の国際大会	
全国大会		10,000

備考

団体競技の場合は、原則として1人につき10,000円を交付する。ただし、同一大会において当該チームから申請者が11人以上いる場合は、申請者の中から代表者を選出し、その代表者に対して100,000円を一括交付するものとし、選出された代表者は、他の申請者の委任状を町に提出するものとする。